改修工事仕様書

1．工事概要

1．工事場所： 西条市小松町新屋敷乙42番地1

2．敷地面積： 74,127㎡

3．工事種目： 建具改修、内装改修

2．建築工事仕様（令和4年改正）

1．共通仕様
図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年度版）（以下「改修標準仕様書」という）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「標準仕様書」という）による。

2．特記仕様
（1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する
（2）特記事項は、○印の付いたものを適用する
⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する
⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する
（3）項目に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。
（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。
（4）材料及び製造所等の記載は順不同である

3．特記付加事項

承諾事項
◯実施工程表 ◯下請業者名簿(主要材料共) ◯原寸図(矩計、サッシ等)及び施工図 ・加工図 ・レディミクストコンクリート等調合表
・木材明細書 ・アスファルト配合設計報告書 ◯販売工事計画図(仮設建物) ⊙その他監督員の指示するもの
試験報告書
・鉄筋 ・レディミクスコンクリート ・鋼材 ◯その他監督員の指示するもの
工事報告
⊙日報又は工事日誌

章		項目	特記事項
1 改修一般共通事項	①	適用基準等	※建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（令和4年版）（以下「標準詳細図」という） 工事成績評定の対象　※対象とする　・対象としない
	②	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	◯適用する　請負工事金額が５００万円以上が対象 工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提出し確認を受けた後に(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出するものとする。
	③	関係法令等の順守 ［1．1．13］	⊙（建設副産物の適正処理） 副産物の適正処理に努めなければならない。 ⊙ 騒音規制法（第　1　号区域） ⊙ 振動規制法（第　1　号区域） ※騒音規制法第14条第1項（第2項）、振動規制法第14条第1項、愛媛県公害防止条例第69条の規定による提出を行うこと。 ※低騒音型・低振動型建設機械を選択使用すること。 ※工事車両について、作業停止時におけるアイドリングストップを徹底すること。 ※工事車両について、学校内及び周辺道路の通行時における徐行運転を徹底すること。
	④	施工計画書 ［1．2．2］	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督員に提出する。品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員の承諾を受けるとともに、施工等に支障がないよう適切な処置を講ずる。
	⑤	適正な施工体制の確保	1（作業員の雇用確認） （1） 受注者は、当該工事において作業を行う全ての作業員を記載した「現場作業員名簿」を作成すると共に、現場に備え付けなければならない。 （2） 受注者は、監督員等が作業員の本人確認のために行う氏名等の確認作業について、作業員に事前の周知を行うとともに、これに協力しなければならない。 （3） 受注者は、上記(1)、(2)に定める「現場作業員名簿」による作業員の雇用確認の際に、「現場作業員名簿」に記載のない作業員が現場で作業を行っていた場合は、その理由を説明しなければならない。なお、その作業員と受注者又は下請負者が雇用関係にある場合は、ただちに雇用関係を証明するための書類（雇用関係証明書）を作成するとともに、発注者に提出しなければならない。 2（施工体系図） （1） 受注者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の6に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる。 （2） 受注者は、上記(1)に定める施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。 （3） 受注者は、施工体系図に変更が生じた場合は、その都度施工体系図を変更し、上記(1)、(2)の規定により工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない。 （4） 受注者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体系図に最終の下請契約書の写しを添付して発注者に提出しなければならない。 3（名札等の着用） 受注者は、現場代理人及び自社を含む当該工事に係る請負契約を締結している建設業者（２次下請以降を含む全ての下請負者）の主任（監理）技術者に、氏名及び会社名の入った名札等を着用させなければならない。ただし、名札の着用により作業に支障をきたす恐れがある場合は、着衣への縫込又はヘルメットへのシール貼付等の他の方法によることができる。 4（主任技術者又は監理技術者の専任） 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資材機器の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内としなければならない。
	⑥	工事の記録等 ［1．2．4］	工事施工状況写真の撮影対象、撮影時期及び撮影要領は、工事写真の撮り方（建築編）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による。
	7	電気保安技術者 ［1．3．3］	・適用する
	⑧	施工条件 ［1．3．5］	施工時間帯　※指定なし　◯指定あり（施設管理者との協議による） 部位別の施工順序　※指定なし　◯指定あり（　〃　） 工事車両用駐車場　※指定なし　◯指定あり（　〃　） 資機材の置場所　※指定なし　◯指定あり（　〃　） 工事着手後、本工事において設計図書に記載されていない通常の施工条件として発注者及び受注者が想定できない制約等が生じた場合は、発注者及び受注者双方で協議のうえ、必要に応じて工期の延長や設計変更等により対応する。
2 仮設工事	①	足場等 ［2．2．1］	内部足場の種別　※脚立、足場板等　・ 外部足場の設置　・図示　・ 外部足場の防護シート等による養生　※行う　・行わない 材料、撤去材等の運搬方法　・A種　※B種　・C種　・D種　・E種 ※　足場を設ける場合は「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省　基発第0424001号　平成21年4月24日）により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とすること。 ※　枠組足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 ※　足場等については、労働安全衛生規則を遵守するとともに、墜落防止措置、物体の落下防止措置及び安全点検を行うこと。 ※　屋根工事及び小屋組みの建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。
	⑨	施工中の安全確保及び環境保全	建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通対策又は歩行者対策を行う際に用いる「工事用バリケード」は木製とする。
	⑩	火災保険等	適用範囲　監督員と協議のこと 保険の種類　・火災保険　・建設工事保険　・組立保険 保険期間　・工事着手から工事目的物引き渡しまで　・
	⑪	建築材料等	本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督員の承諾を受ける。なお、品質・性能等の欄に「追補による」と記載された材料を使用する場合は、設計図書に定める品質を有することの証明となる資料等を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承諾を受ける。 ・木材は県産材を使用すること。
	⑫	室内空気汚染（揮発性有機化合物）対策	監督員と協議した対象室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。
	⑬	特別な材料の工法	改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については材料製造所の指定する工法とする。
	⑭	石綿含有建材の事前調査 ［1．5．1］	石綿含有建材（みなし建材を含む。）　◯有（　　）　・なし 石綿含有分析調査　・本工事　◯別途 あらかじめ、設計図書、石綿含有建材の調査報告書等による書面調査及び現地での目視調査を実施し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事現場に備え置くこと。 （隠蔽部等については、調査可能となる時期に適切に対応すること。） また、関係法令等に基づき官公署へ報告を行うこと。 なお、調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議すること。 分析方法　※JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による

材料名	定性分析	定量分析
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）
	・（試料数：　）	・（試料数：　）

	採取箇所は監督員と協議すること。	
15	施工数量調査 ［1．6．2］	調査項目　・防水改修　・外壁改修 調査範囲　図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に２部提出する。（必要に応じ写真等を添付する）
16	調査のための破壊部分の補修 ［1．6．3］	既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※図示　⊙原状復旧
17	技能士 ［1．7．2］	・適用する　◯適用しない

工事種別	技能検定職種	技能検定作業
・仮設工事	・とび	・とび作業
・防水改修工事	・防水施工	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業・合成ｺﾞﾑ系シート防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・FRP防水工事作業
	・建築板金	・内外装板金作業
	・スレート施工	・スレート工事作業
・外壁改修工事	・樹脂接着剤注入施工	・樹脂接着剤注入工事作業
	・左官	・左官作業
	・タイル張り	・タイル張り作業
・建具改修工事	・サッシ施工	・ｱﾙﾐ用ｻｯｼ施工作業
	・ガラス施工	・ガラス工事作業
	・自動ドア施工	・自動ドア施工作業
	・建築大工	・大工工事作業
	・内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
・内装改修工事	・建築板金	・内外装板金作業
	・内装仕上施工	・ﾌﾛｱﾌｧｰﾋﾞﾝｸﾞ系床仕上工事作業　・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上作業 ・ボード仕上工事作業
	・表装 ・左官 ・タイル張り	・壁装作業 ・左官作業 ・タイル張り作業
・塗装改修工事	・塗装	・建築塗装作業
・耐震改修工事	・鉄筋施工 ・型枠施工 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工 ・鉄工 ・とび	・鉄筋組立作業 ・型枠工事作業 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業 ・構造物鉄工作業 ・とび作業
・環境配慮改修工事	・配管 ・路面表示施工 ・塗圃	・建築配管作業 ・溶融ﾍﾞｲﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業・加熱ﾍﾞｲﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・塗圃工事作業

ただし、上記により難い場合は、監督員と協議のうえ、適用する工事種目を決定することとする。

18	完成写真	下記のものを監督員に提出する

分類・規格	撮影箇所数	提出部数	原版の大きさ（mm）
カラー　・キャビネ版（原版共）　※サービス版	箇所 箇所	部 2部	・１００×１２５以上 ※　２４×　３６以上

完成写真等の撮影者　※監督員の承諾する撮影者　・監督員の承諾する撮影業者
上記のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、ＣＤ－Ｒにて提出すること。
画像形式等　フォーマット：ＪＰＥＧ　画質：標準　画像サイズ：1024×768ピクセル程度

19	完成時の提出図書 ［1．9．1～3］	※完成図等（作成範囲　・配置図　・平面図　・立面図　・断面図　・仕上表） （作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書」参照　※CAD（CD-R提出）） ※施工図及び完成図は、2折製本1部を提出する。 ※保全に関する資料　（提出部数　※1部　・　部） ・デジタルカメラで撮影された工事写真（データ提出）構造上主要な箇所全ての工事写真を含むただし、完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については、紙成果品を併せて納品すること。
20	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
21	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。
22	耐荷重及び耐外力	建築基準法に基づき定められた区分等 ※基準風速　Vo=３４　m／s ※地表面粗さ区分　・１　・２　・３　・４　平均速度圧　　N／m2 ・積雪区分　告示１４５５号　別表（　　）
23	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。

章		項目	特記事項
3 防水改修工事	①	既存防水層等の処理 ［3．2．3～4］ ［3．2．6］	既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） 既存防水層の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　） 立上り部の既存防水層撤去　・行う（・PO S　・PO S I） 既存露出防水層表面の仕上げ除去 ・行う（・M4 AS　・M4 AS Ⅰ　・M4 C　・M4 DⅠ　・L4 X）　・行わない
	②	既存防水層の下地補修 ［3．2．2］［3．2．6］	アスファルト補修の材料　※JIS K 2207による３種　・ 既存下地の補修箇所、範囲、数量等　※図示
	③	アスファルト防水 ［3．3．2～3］	押え金物　※アルミニウム製　L=30×15×2.0（mm）程度 屋根保護防水　［表3．1．1、表3．3．3～6］

工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・P2A	・A－1 ※A－2 ・A－3		※ポリエチレンフィルム厚0.15mm以上	・乾式保護材 ・れんが押え ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え （乾式保護材の品質・性能等は追補、又は評価名簿による）
・P1B	・B－1 ※B－2 ・B－3			
・P2AⅠ	・AⅠ－1 ※AⅠ－2 ・AⅠ－3		（材質）※JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA（ｽｷﾝ層付き）（厚さ）・	※フラットヤーンクロス70g/m2程度	
・P1BⅠ	・BⅠ－1 ※BⅠ－2				

4	保護層等の施工 ［3．3．5］	ｺﾝｸﾘｰﾄ仕上がりの平たんさ　※a種　・b種　・c種 屋根露出防水　［表3．1．1、表3．3．7～9］		

工法	種別	施工箇所	断熱材	備考
・M4C	・C－1 ※C－2 ・C－3 ・C－4			
・M3D ・P0D	・D－1 ※D－2 ・D－3 ・D－4			二重ドレン　・設ける　・設けない 仕上塗料塗り・行う　・設けない 脱気装置　・設ける　・設けない
・P0DⅠ ・M3DⅠ ・M4DⅠ	・DⅠ－1 ※DⅠ－2		（材質）※JIS A 9521に基づく発泡ﾌﾟﾗｽﾁﾌｫｰﾑ断熱材又はJIS A 9521による硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材2種1号をいずれも等で通温係数を除く規格に適合するもの（厚さ）・	二重ドレン　・設ける　・設けない 仕上塗料塗り・行う　・設けない 脱気装置　・設ける　・設けない

粘着層付き改質アスファルトルーフィング　※非露出複層防水用　R種　厚さ（　　）mm
改質アスファルトルーフィングシート　※露出単層防水用　R種　厚さ（　　）mm
仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による
仕上色　・シルバー　・カラー
脱気装置　材質　※ルーフィング製造所の仕様
設置場所　・平面部　・立上り部
設置数量　※ルーフィング製造所の仕様
屋内防水

工法	種別	施工箇所	備考
・P1E	・E－1		保護層　・設ける　・設けない
・P2E	※E－2		

5	改質アスファルトシート防水 ［3．4．2～4］	［表3．1．1、表3．4．1～3］

工法	種別	施工箇所	材質		厚さ（mm）	備考
・M4AS	・AS－T1		下層用	※非露出複層防水用　R種・		
			上層用	※露出複層防水用　R種・		
	・AS－T2		※露出単層防水用　R種・			
	・AS－J2		※露出単層防水用　R種・			
・M3AS ・P0AS	・AS－T3		下層用	※非露出複層防水用　R種・		脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない
			上層用	※露出複層防水用　R種・		
	・AS－T4		※露出単層防水用　R種・			
	・AS－J1		下層用	※非露出複層防水用　R種・		
			上層用	※露出複層防水用　R種・		
	・AS－J3		※露出単層防水用　R種・			
・M3ASⅠ ・M4ASⅠ ・P0ASⅠ	・ASⅠ－T1		下層用	※非露出複層防水用　R種・	※2.0以上	脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない
			上層用	※露出複層防水用　R種・	粘着層付シート	
	・ASⅠ－J1		下層用	※非露出複層防水用　R種・		
			上層用	※露出複層防水用　R種・		

下地に部分的に溶着又は接着させる場合　・トーチ工法　・常温（粘着）工法
仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による
仕上色　・シルバー　・カラー
脱気装置　材質　※ルーフィング製造所の仕様
設置場所　・平面部　・立上り部
設置数量　※ルーフィング製造所の仕様

6	合成分子系ルーフィングシート防水 ［3．5．2～4］	［表3．1．1、表3．5．1～2］

工法	種別	施工箇所	厚さ（mm）	分類	仕上塗料	備考
・P0S	・S－F1		※1.2　・	※非歩行	・カラー	脱気装置
・S4S	・S－F2		※1.5　・ ・2.0（軽歩行）	・軽歩行	・シルバー	・設ける ・設けない
	・S－M1		※1.5　・			二重ドレン
	・S－M2		※1.5　・ ・2.0（軽歩行）			・設ける ・設けない
・S3S	・S－F1		※1.2　・	※非歩行	・カラー	脱気装置
	・S－F2		※1.5　・ ・2.0（軽歩行）	・軽歩行	・シルバー	・設ける ・設けない
・M4S	・S－M1		※1.5　・	※非歩行	・カラー	脱気装置
	・S－M2		※1.5　・ ・2.0（軽歩行）	・軽歩行	・シルバー	・設ける ・設けない
・P0SⅠ	・S－F1		※1.2　・	※非歩行	・カラー	脱気装置
・S3SⅠ	・S－F2		※1.5　・ ・2.0（軽歩行）	・軽歩行	・シルバー	・設ける ・設けない
・S4SⅠ						
・M4SⅠ	・S－M1		※1.5　・			二重ドレン
	・S－M2		※1.5　・ ・2.0（軽歩行）			・設ける ・設けない

絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シート　材質　※発砲ポリエチレンシート
断熱材　・機械的固定工法
JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材　種類（　　）厚さ（　　）
・接着工法
JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材　種類（　　）厚さ（　　）
仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による
脱気装置　材質　※ルーフィング製造所の仕様
設置場所　・平面部　・立上り部
設置数量　※ルーフィング製造所の仕様
既存防水層下地がＰＣコンクリート部材の場合
目地処理　・行う（工法　　）　・行わない
増張り　・行う（Ｓ－Ｆ１及びＳＩ－Ｆ１の場合）　・行わない
機械的固定工法の場合の一般的ルーフィングシートの貼付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
建築基準法に基づき定められた区分は、１章一般共通事項　２１耐荷重及び耐外力による
屋内防水（ＰＩＳ工法）　保護モルタル塗厚（　　）

7	塗膜防水 ［3．6．2～4］	［表3．1．1、表3．6．1～2］

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
・P0X	※絶縁工法		・カラー	脱気装置
	・密着工法		・シルバー	・設ける　・設けない
・L4X	・絶縁工法		・カラー	二重ドレン
	※密着工法		・シルバー	・設ける　・設けない
・P1Y	※Y－2			保護層　・ｺﾝｸﾘｰﾄ　・ﾓﾙﾀﾙ
・P2Y	※Y－2			保護層　・ｺﾝｸﾘｰﾄ　・ﾓﾙﾀﾙ

仕上げ塗料　種類及び使用量　・製造所仕様による
脱気装置　材質　※主材料製造所の仕様
設置場所　・平面部　・立上り部
設置数量　※主材料製造所の仕様

8	シーリング ［3．7．2～8］	シーリング材　目地寸法（　　） 改修工法の種類 ・シーリング充填工法　・シーリング再充填工法 ・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法 種類及び施工箇所　図示（図示以外は改修標準仕様書表３．７．１） シーリング面への仕上塗材仕上げ等　・あり（※図示）　・なし ブリッジ工法　ボンドブレーカー張り　・適用する エッジング材張り　・適用する 接着性試験　※簡易接着性試験　・引張接着性試験（部位：　　）
9	とい ［3．8．2～3］	といの材質 ・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管（・VP　・RF－VP）　・ ルーフドレン（JCM 301）　（製造所　評価名簿による）

種別	施工箇所
・ろく屋根用　（・縦型　・横型）	
・バルコニー用	
・バルコニー中継用	

10	鋼管製といの防露巻工法等の処理 ［3．8．3］	縦樋受金物の取付け　※改修標準仕様書表３．８．２による 鋼管製といの防露巻き　※改修標準仕様書表３．８．４による 既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法　※改修標準仕様書３．１．３（５）による
11	アルミニウム製笠木 ［3．9．2～3］	防露部　ステンレス（ＳＵＳ３０４、厚さ０．２mm）で被覆する。 高さ（mm）　床　※巾木の高さに合わせる 天井　※３０ 防露を行わない場合　ステンレス製シーリングプレートを取り付ける（床、天井共） 種類　・２５０形　・３００形　・３５０形　・１００形 板厚（mm）　※２．０　・ 役物　・適用する 表面処理　※Ａ－１種又はＢ－１種　・Ｂ－２（・ｱﾉﾊﾞｰ　・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ　・ﾌﾞﾗｯｸ系　・ｽﾃﾝｶﾗｰ） 工法 既存笠木等の撤去　・行う（範囲　※図示　・　　） 下地補修の工法　※図示　・ 板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・ 笠木の固定金具の工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。 建築基準法に基づき定められた区分は、１章一般共通事項　２１耐荷重及び耐外力による

4-1 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）	1	ひび割れ部改修工法 ［4．2．4～7］

※樹脂注入工法

種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml/m）
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	200～300	※　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	50～100	※　４０　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.3以上～0.5未満	100～200	※　７０　・
	0.5以上～1.0未満	150～250	※１３０　・

コア抜取り検査　・行う（抜取り部分の補修方法　ポリマーセメントモルタル充填）
※行わない
・Ｕカットシール充填工法
カット部充填材
・可とう性エポキシ樹脂（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
・シーリング材料（※1成分形又は2成分形ポリウレタン系　・　　）
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※行う　・行わない
・シール工法
ひび割れ部シール材　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂
（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）
充填工法
充填材料　・ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル
（品質・性能等　追補による、製造所　評価名簿による）

	2	欠損部改修工法 ［4．2．4］［4．2．8］

一級建築士　第344115号　高橋泰尚

令和6年度	工事番号・工事名	小松高第1号　愛媛県立小松高等学校第一教棟外内部改修工事	名　称	建築改修工事特記仕様書(1)	—	A-02	愛媛県立小松高等学校